

特定非営利活動法人よってカフェ 細則

第1章 総 則

第 1 条（定款との関係） 特定非営利活動法人よってカフェの定款に定められたとのほかは、この細則によっておこなう。

第2章 理事会

第 2 条（理事の構成） 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと。

2. 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと。

附 則

1. この細則は、令和7年6月1日より施行する